

長市社協第108号
令和7年7月3日

ひとり親家庭福社会ながさき 理事長 様
長崎市心身障害者団体連合会 会長 様
長崎市身体障害者団体連合会 会長 様

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会
会 長 橋 田 慶 信
(公 印 省 略)

令和7年度 長崎市社会福祉協議会会長被表彰候補者の推薦について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年度も本会表彰規程に基づき社会福祉の増進に貢献された社会福祉施設の職員並びに役員の皆様等に対する表彰を実施いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、下記事項にご留意のうえ、該当する被表彰候補者の方がおられましたら、ご推薦につきましてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 表彰基準

大臣、全国社会福祉協議会長、長崎県知事、長崎県社会福祉協議会長及び長崎市長からすでに同一功績によって表彰を受けていない方で、別紙「表彰規程」第3条(表彰基準)第1項第1号及び第2号並びに第5号に該当する者

2 推薦書の提出方法

推薦書の提出につきましては、メール(soumu@nagasaki-shi-shakyou.or.jp)にてデータを送信いただくか、郵送にてご提出くださいますようお願いいたします。

なお、推薦書の様式は本会ホームページよりダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

3 提出期限 令和7年7月31日(木)必着

4 その他

ご推薦いただいた被表彰候補者につきましては、本会表彰選考委員会において審査のうえ表彰を決定し、決定通知及び表彰式についてのご案内を送付いたします。

(裏面に続く)

【令和7年度 長崎市社会福祉協議会会長表彰の推薦にあたっての留意点】

1 基準日

(1) 在職期間及び年齢については、令和7年4月1日現在で算出してください。

2 在職期間の算定方法

(1) 表彰規程第3条第1号の専従職員には、常勤職員及び非常勤職員を含みます。非常勤職員の在職期間は、次の方法で算定してください。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}$$

(2) 表彰規程第3条第4項の在職期間には、産前・産後休暇及び育児休業、その他就業規則で認められた休暇等を含みます。なお、私的事由による休職期間は除きます。

3 被表彰対象者及び推薦者、在職期間要件、推薦様式

対象条項	対象者	推薦者	在職期間要件	様式
第3条第1項 第1号、第2号	社会福祉施設、 社会福祉団体等 の役職員	被表彰者の所属する施設・団体の長等	10年以上	様式1
第3条第1項 第5号	ひとり親世帯、 身体障害者等で 自立更生の世帯	ひとり親家庭福社会ながさき、長崎市心身障害者団体連合会、長崎市身体障害者団体連合会の代表者	—	様式4

4 提出先及び問い合わせ先

〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会 総務課総務係(担当:堀内・納富)

TEL:095-828-1281 FAX:095-828-7236

E-mail:soumu@nagasaki-shi-shakyou.or.jp